

品質評価表利用約款

(利用約款の位置付け)

第1条

この利用約款は、品質評価表の利用に関する紛争等を未然に防ぎ、もって地図等を様々な分野で幅広く、容易に利用できる環境を整備するため、品質評価表の利用に際し、品質評価表の位置付け、利用の際の条件等について、品質評価表の作成者と品質評価表の利用者との間の取り決めに明らかにするものです。

(適用範囲等)

第2条

(1) 本利用約款の対象となる品質評価表

この利用約款の対象となる品質評価表は、平成15年6月26日地理情報システム(GIS)関係省庁連絡会議申し合わせ「品質評価表について」に基づき作成したものとします。

(2) 本利用約款の適用範囲

本利用約款は、品質評価表の作成者と品質評価表の利用者の間にのみ適用されるものです。

また、品質評価表の作成者と品質評価表の利用者の間で具体的な個別契約を結んだときは、その契約が優先されます。

なお、この利用約款に定めのない事項については、一般に確立された慣習によります。

(3) 適用時期

本利用約款は、品質評価表を付属した地図等を品質評価表の利用者が入手した日から適用されることになります。

(品質評価表の性質の確認)

第3条

品質評価表は、当該地図等の計画機関が定めた製品仕様等に基づき作成したものであり、品質評価表の内容については、これらの製品仕様等により性能を推定したものです。

従って、品質評価表は、品質評価の基準となる推定性能評価を記載したもので、当該地図等の作成後、別途、新たに品質評価をしたものではありません。

また、品質評価表の作成者以外の第三者がその内容を保証するものではありません。

品質評価表の利用者は、以上を十分理解した上で利用することとします。

(免責事項)

第4条

品質評価表については、利用者の判断と責任において利用するものとし、事由の如何を問わず、品質評価表の利用に関して利用者又は第三者に生じた損害については、利用者がその全ての責任を負うものとします。

また、品質評価表は、第3条にあるとおりのものであるため、品質評価表の作成者は、品質評価表によって生じたいかなる損害の責任も負いません。

なお、地理情報システム(GIS)関係省庁連絡会議は、品質評価表の全般的な普及を推進

するため、品質評価表作成の枠組みを提示したものであり、個別の品質評価の内容につき、責任を負うものではないため、本件に関し一切の責任を負いません。

(約款の改定)

第5条

本利用約款は、予告なしに内容を改定することがあります。

本利用約款の変更は、かかる変更を告知した時点で発効するものとします。

本利用約款の変更が告知された後の利用については、利用者が約款の変更を承諾したものとみなします。

(約款の準拠法)

第6条

本利用約款に関する準拠法は、日本法とします。

(紛争の解決)

第7条

(1) 本利用約款について紛争が生じたときは、第三者のあっせん又は調停により解決するものとします。

(2) 前項の第三者は、品質評価表の作成者及び品質評価表の利用者が協議して選定するものとします。

(協力義務)

第8条

本利用約款に定めのない事項については、各当事者間において誠意をもって協議し、解決するよう努力するものとします。